

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)

令和5年10月5日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国民年金関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越 (受) 第 2300226 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (国) 第 2300020 号

第 1 結論

昭和 53 年*月から昭和 56 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 53 年*月から昭和 56 年 3 月まで

請求期間当時、私は大学生で、A 市に住んでいた。20 歳になった昭和 53 年*月に、私の父が国民年金の任意加入手続をしてくれて、国民年金保険料も、家族（父母及び私）の分をまとめて納付してくれていた。そのような話を父から聞いていたが、請求期間の納付記録がないので、納付済の記録に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者は、請求期間当時、A 市に住んでおり、請求者の父が、昭和 53 年*月に国民年金の任意加入手続を行い、国民年金保険料も納付していた旨陳述している。

しかしながら、請求期間当時、住民登録をしていた市町村で初めて国民年金の加入手続を行った場合には、被保険者に固有の管理番号である国民年金手帳記号番号（以下「国民年金番号」という。）が新規に付番される払出事務が行われ、任意加入被保険者については、任意加入の申出をした日に被保険者資格を取得するものとされていたが、A 市に係る国民年金手帳記号番号払出簿により、請求期間に同市で国民年金番号が払い出された被保険者の氏名を全て確認したものの、請求者の氏名は見当たらない。

また、社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにおいて、請求者の氏名及びこれと類似する複数の氏名による検索を行ったものの、請求者に国民年金番号が払い出された形跡は見当たらないことから、請求者の国民年金加入手続は行われていなかったと考えられ、請求期間は未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することはできない。

さらに、請求者は、自身の国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、これらを行ったとされる請求者の父は既に亡くなっていることから、請求期間に係る国民年金の加入手続及び保険料納付について確認することができない。

加えて、A市は、保存期間を経過しているため、請求期間当時の国民年金の加入及び保険料納付に係る資料はない旨回答していることから、請求者の国民年金の加入及び保険料納付の状況について確認することができない。

このほか、請求者が請求期間について国民年金に加入していたことをうかがわせる資料及び請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに当該期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。